

令和3年10月1日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立仙台高等学校

新型コロナウイルス感染症 リバウンド防止徹底期間の再設定にあたって(お知らせ) … 変更点と引き続きのお願い…

宮城県においては令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置が解除されました。明日10月1日から10月31日まで、リバウンド防止徹底期間が再設定されます。

本市の感染者数は減少しているものの、感染の再拡大を警戒して、当面の間は慎重な対応を続けます。本市市立学校においては、児童生徒及び教職員、そしてそのご家族の皆様への感染拡大を防ぐとともに、児童生徒等が持続的に教育を受ける権利を保障していくため、各校における活動の幅を広げつつ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する対策に継続して取り組んでまいります。

記

I 変更点

1 中学・中等教育・高等学校の部活動及び小学校の吹奏楽、合唱等について

○まん延防止等重点措置解除される10月1日から、部活動等における練習試合や合同練習会等の実施を可能とします。

- ・練習試合や合同練習会は、県内の学校間を原則とし、必要最小限での移動とします。
- ・高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会等及びそれにつながる大会に向けた対外試合や合同練習会については、その必要性と感染症対策上の合理性（移動の距離や両方の地域の感染状況等）を十分に検討し、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で行います。
- ・校内における活動については、「運動部活動の方針」と「文化部活動の方針」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、感染防止対策を徹底した上で活動します。
- ・地域の感染状況等によっては、時間短縮や規模縮小をしての活動とするなどの検討をします。

2 学校行事について

○運動会、合唱コンクール、学芸会、文化祭等を実施するにあたっては、引き続き、参加者のマスク着用や会場入口へのアルコール消毒液の設置、常時換気、座席の間隔確保などの感染症対策を講じた上で、感染リスクの低い活動から徐々に行っていきます。

○修学旅行等については、各学校において児童生徒及び保護者の皆様に対して十分な説明を行い、意向を確認するとともに、訪問先の感染状況や利用施設の対応状況等を確認しながら実施します。

II お知らせ

1 感染症対策に留意した各教科等の指導について

○「児童生徒同士の長時間、近距離での活動」「児童生徒が密集する活動」「近距離で組み合ったり接触したりする活動」などの感染のリスクが高い学習活動については、実施にあたり、引き続き慎重に検討していきます。実施する場合には、可能な限り感染症対策を行った上で、一定の距離を保ったり、同じ方向を向くようにしたり、また回数や時間を絞るなどして、リスクの低い活動から徐々に実施していきます。感染症対策に留意した各教科等の工夫として、次のような対応を継続して行っていきます。

(裏面に続く)

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないように注意していきます。
- ・理科、図画工作、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いを徹底します。
- ・グループや少人数での学び合いを行わない場合でも、端末等を使用し学級全体での学び合いを通して多様な考えに触れ、学習内容の理解を深めるようにします。
- ・児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習については、指導順序の変更など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じていきます。

2 感染者が判明した場合の対応

○感染者が判明し、感染可能期間に登校や出勤があった際には、保健所による調査とともに消毒を行うため、該当する学校を必要な期間は休校とし、学校と教育委員会が連携して感染の拡大防止に努めていきます。

III お願い

1 家庭と連携した取組

(1) 家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理について

- ① 家庭では、毎朝健康観察をするとともに検温結果を各校で用意する記録表などに記入し、学校へお知らせください。学校では、それをもとにお子さんの健康状態を把握します。
- ② 学校では、毎時間、授業開始時に児童生徒の健康観察を行い、体調の変化を速やかに把握します。
- ③ 学校では、お子さんに発熱、体調不良等の症状が見られた場合には、速やかに保護者へ連絡し、受診や自宅療養のため下校させるなどの対応を行います。家庭では、体調不良の時には決して無理をさせない（登校させない）ことや、早退時の対応についてご協力をお願いします。

(2) 出席停止の取扱いについて

次の場合は、欠席の扱いとはしません。

児童生徒及びご家族の体調等の情報は守秘いたしますので、学校にご相談ください。

- ・児童生徒等の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合
- ・児童生徒等が濃厚接触者・検査対象者に特定された場合
- ・児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ・保護者が不安を感じて登校させない場合
- ・児童生徒が医療機関等において新型コロナワクチン接種を受ける場合
- ・児童生徒が医療機関等において新型コロナワクチン接種を受け、副反応が出た場合

I - 2	教育指導課	Tel214-8875
II - 1	教育センター	Tel251-7440
その他	健康教育課	Tel214-8882